

平成27年度第2回西都市総合教育会議 議事録

1. 日 時：平成27年7月27日（月）15時

2. 場 所：西都市役所議会委員会室

3. 出席者：(構成員)

西都市長 橋田 和実

西都市教育委員会委員長 橋口 玄郎

西都市教育長 竹之下 悟

西都市教育委員会委員 尾本 礼子

西都市教育委員会委員 土橋 里美

(事務局等関係職員)

総合政策課長、総合政策課長補佐、総合政策課企画政策係長

教育政策課長、教育政策課長補佐、教育政策課教育総務係長

社会教育課長、スポーツ振興課長

4. 協議事項：(1)西都市教育大綱骨子案について

(2)今後の策定スケジュールについて

5. 発言内容：以下のとおり

発 言 者	内 容
<p>市長</p> <p>総合政策課長</p>	<p>西都市教育大綱骨子案について事務局の説明をお願いします。</p> <p>まず、骨子案の考え方の前提として、国からの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」の通知中にあります大綱策定に関する留意事項を踏まえて、大綱の素案及び骨子案を検討することとなります。</p> <p>大綱の構成素案については、資料2の2ページから5ページに示しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、大綱に記載する事項等に留意し、また他自治体の素案等も勘案した上で、全体の構成案を示しております。大綱全体の構成としては、資料2にありますように総論と各論で分け、総論に関しては、全体的な基本理念、大綱策定の背景、位置づけ等を整理し、各論に関しては、主要施策ごと、基本目標ごとに整理する手法を考えております。</p> <p>それでは、骨子案についてご説明申し上げます。資料1をご覧ください。この骨子案は、大綱の総論の部分であり、基本理念、策定の背景・趣旨、位置づけ、対象期間、基本目標、施策体系から構成しております。</p> <p>1ページの基本理念ですが、これは地域の実情に応じた地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策として、教育大綱の観点から、関係する本市の計画、いわゆる総合計画等との整合性を勘案し、第四次総合計画、教育基本方針、子ども・子育て支援事業計画、さいと未来創生総合戦略に掲げられる基本方針、基本戦略等の視点にたって、教育施策としての基本理念を示しています。</p> <p>まず、西都市第四次総合計画ですが、大綱に反映させるのは、2016年から2020年までの後期計画です。第四次総合計画では、「人」、「地域」、「環境」、「豊かさ」を視点とした基本戦略を示しております。資料3に、総合計画の第5章「豊かな文化とひとづくり」の体系図を示しております。この施策体系に基づいた基本理念を大綱にも反映させることを考えております。</p> <p>次に、西都市教育基本方針ですが、「たくましいからだ」、「豊かな心」、「すぐれた知性」、「郷土に対する誇り」、「国際感覚」を備えた人間の育成を目指すというものであります。これらの方針を踏まえ、大綱の基本理念に結びつけることとなります。</p> <p>また、3つ目の西都市子ども・子育て支援事業計画ですが、これは今年3月に策定しております。子どもが健やかに生まれ育つまち、西都づくりの計画であり、このことを踏まえ、大綱の基本理念として反映することとしております。なお、この計画は、子ども・子育て関連3法を踏まえたものです。</p> <p>そして、4つ目のさいと未来創生総合戦略ですが、これは今年12月に策定する予定であり、「人口減少の克服」、「地方創生」に向けた地域づくりのための戦略です。</p> <p>以上、この4つの計画等を踏まえ、本市の教育大綱の基本理念としては、「ふるさと」、「未来」、「ひとづくり」をキーワードとし、「ふるさと『西都』の未来を創るひとづくり」としております。</p> <p>次に、資料1の2ページにあります教育大綱の期間ですが、4年から5年を踏まえて大綱の期間を設定すると国が示しているため、本市においても、関係する本市の計画を勘案し、平成28年度から平成32年度、2016年から2020年を教育大綱の期間として考えているところです。</p>

また、3ページからの教育大綱の基本目標ですが、全体では5つの目標を考えております。それぞれの計画における基本施策の柱ごとに設定しております。資料2の9ページから13ページに、基本目標に係る背景、考え方、基本方針等を示しておりますので、併せてご覧ください。

まず、〈基本目標1〉ですが、『ふるさと西都を愛する心』と『生きる力』を育み、快適な教育環境の整備を図る」としております。この目標の背景としましては、少子化、核家族化の進行、コミュニティの希薄化などの環境の変化がある中で、一人ひとりが地域人としての自覚を持ち、郷土への誇りや国際感覚を身につけるということが求められておりますので、そういった状況を踏まえ、この基本目標に掲げる基本方針、主要施策につきましては、総合計画第5章「豊かな文化とひとづくり」第1節「学校教育の充実」と連動した内容としております。その中で、(1)教育内容の充実、(2)学校施設の充実につきましては、「生きる力」を育むための心の教育、ふるさと学習など特色ある教育を推進することを挙げており、その他計画的な施設整備に取り組むこととしております。併せまして、市内県立高等学校の活性化に関する方針等についても盛り込む予定です。これらのことを踏まえ、具体的な基本方針としては、資料2の10ページにあります(1)特色ある教育の推進、(2)個に寄り添う児童生徒支援、(3)教職員の資質向上、(4)就学前教育の充実、(5)学校給食の充実、(6)学校施設の充実、(7)市内県立高等学校の活性化、この7点としております。

次に、〈基本目標2〉ですが、「家庭・学校・地域が連携する教育の推進と情報化社会に対応した学習環境の充実」としております。この目標の背景としましては、「生きる力」を育むことや青少年の健全育成に向けて、家庭・学校・地域の連携による体制づくりが求められていることを踏まえ、総合計画第5章第2節「生涯学習の推進」と連動してしております。(1)社会教育の推進、(2)青少年教育の推進、(3)図書館の充実に関しましては、多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応できる生涯学習環境の整備、家庭教育力の向上、公民館活動の推進による地域教育力の向上等に努めることとしております。なお、基本方針につきましては、(1)生涯学習環境の整備充実、(2)家庭教育の充実、(3)公民館活動の充実、(4)社会教育関係団体の育成強化、(5)青少年活動との交流の活発化、(6)青少年健全育成体制の充実、(7)図書館の充実としております。

また、〈基本目標3〉ですが、「魅力ある市民文化の創造と文化遺産の保護・継承・活用に努める」としてしております。総合計画第5章第3節「市民文化の継承と創造」と連動しており、(1)芸術文化の振興、(2)文化遺産の保護と活用に関して、文化鑑賞等の機会の提供、芸術文化を担う人材等の育成と活動促進、文化遺産の保存整備や資源としての活用を図ることを目標としております。なお、基本方針につきましては、資料2の12ページに記載しておりますが、(1)芸術文化の振興、(2)文化財の保存整備、(3)文化財の活用、(4)歴史・伝統文化の保護と継承、この4点としております。

そして、〈基本目標4〉ですが、「生涯スポーツの充実に向けた環境整備と社会体育施設の整備活用に努める」としてしております。生涯スポーツへの関心度が高まる中で、利用者のニーズ把握に努める必要があり、また、少子化等による競技団体の再編等の課題もあります。これらを踏まえた上で、総合計画第5章第4節「生涯スポーツ

の振興」と連動させ、生涯スポーツの振興に関して、誰もがいつでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備、社会体育施設の有効的な活用と促進を目指しております。なお、基本方針につきましては、(1)生涯スポーツの振興、(2)社会体育施設の整備と活用、この2点としております。

最後に、〈基本目標5〉ですが、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に努める」としております。この基本目標につきましては、国から大綱の記載事項として示されており、総合的な放課後対策、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実に関して、子ども・子育て支援事業計画と連動させる形で大綱に盛り込むことを考えております。子ども・子育て支援事業計画に関しましては、平成24年の「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部改正」など、いわゆる子ども・子育て関連3法の整備、平成27年度から始まった新制度を踏まえた計画となっております。これらを踏まえた上で、地域における子育て支援、子どもの健やかな成長に資する教育環境、生活環境、そして安全・安心な環境等の整備など多様な支援の充実にも努めるほか、就学相談、適正な就学指導に努め、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することとしております。基本方針に関しましては、資料2の13ページに載せております。

これら5つの基本目標に沿いまして、大綱の体系案を考えております。これにつきましては、資料1の6ページから11ページに記載しております。基本理念、基本目標については、先ほどご説明いたしました。基本方針、主要施策につきましては、〈基本目標1〉から〈基本目標4〉までは、総合計画の第5章「豊かな文化とひとづくり」と連動させる形で、第5章における施策の方向の各項目を大綱の基本方針として位置づけております。また、施策の方向の各項目における主要な取組につきましては、大綱の主要施策として抽出し、位置づけたところであります。〈基本目標5〉につきましては、子ども・子育て支援事業計画と連動させておりますが、この計画の基本目標を大綱の基本方針としました。そして、計画の主要施策をそのまま大綱の主要施策としております。

なお、現在進めております総合計画の見直し、並びに総合戦略の策定に関して、見直しの内容、策定内容等を踏まえ、今回お示しした大綱の内容が変わってくる可能性もありますので、そのあたりはご承知置きお願いいたします。

以上が教育大綱の骨子案でございます。

市長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見等ありませんか。

教育委員会委員長

いくつか気になった点があります。

資料2にあります、〈基本目標1〉「『ふるさと西都を愛する心』と『生きる力』を育み、快適な教育環境の整備を図ります。」の基本方針(1)の主要施策⑥「地域の特色を活かしたへき地教育の充実」ですが、西都市の場合、現在山村留学制度を活用し魅力ある学校づくりをしていただいているところであり、地元の子どもがわずかであるという残念な状況の中で、こういった表現がよいのかどうかということが少し気になったところでもあります。

次に、基本方針(7)の主要施策①「魅力ある高等学校づくりの支援」ですが、市がこのような表現をしていいのか気になりました。

	<p>また、資料2の9ページの【基本目標の考え方】に「学校施設に関しては、少子化や地域の動向を踏まえた上で、計画的な施設整備に努めます。」とありますが、これは多額のお金を伴うことになるため、このまま記載してよいのかと。</p> <p>11ページの【基本目標の考え方】にあります「文化遺産については、保存整備を進めるとともに、学校教育・社会教育などの学習の場や地域の活性化、観光資源としての活用を図り、伝統文化の保存継承では後継者育成等を支援します。」の部分も同様です。このあたりは少し表現を変えるといいのかなと思ったところがあります。</p>
市長	これらの点について、事務局より回答をお願いします。
総合政策課長	まず、9ページの「計画的な施設整備に努めます。」という表現、11ページの「後継者育成等を支援します。」という表現ですが、これは総合計画内の表現をそのまま用いており、この表現については、総合計画策定の際に承認いただいていますので問題ないと考えます。
教育委員会委員長	予算のことまでは考えなくていいということですか。
総合政策課長	<p>基本計画としての表現ですので、予算の執行計画までは謳っておりませんので、方向性としての表現でよいかと思います</p> <p>また、「魅力ある高等学校づくりの支援」につきましては、高等学校の活性化について、現在教育委員の皆様も含めて議論しているところであり、長期的な問題でもあることから、私どもとしては、市の教育施策であり、地域で考えていく大きな問題であると捉え、大綱の中でも謳っていくべきものであると考え、案としてお示ししております。ご協議いただければと思います。</p>
教育委員会委員長	もっといい表現があれば、ということですか。
総合政策課長	<p>そうですね。</p> <p>また、「地域の特色を活かしたへき地教育の充実」という表現に関してですが、これも総合計画内の表現をそのまま用いております。この中の、地域の特色というのが自然環境なのか、それとも地元の子どもを交えたものなのか、まだ判断できかねませんが、全体的には自然環境という特色になるかと思えます。</p>
市長	それでは、皆さんよりご意見をいただきたいと思えます。
教育委員会委員長	質問の趣旨としてはそのとおりなのですが、大綱に盛り込むからには、5年間は目標として掲げることになるので、その間は山村留学制度を継続させるということを示すことになるかと思えます。
教育長	今、委員長がおっしゃった部分についてですが、現在、地元の子どもで年齢が一番下の子が小学2年生であり、むこう8年間は地元の子どもがいる状況が続きます。

	<p>地元の子どもを地域で育てていきたいという要請がある限り、支援はしていくということなので、この大綱は、むこう5年間のことです。今の制度を継続していくことは前提であります。</p>
教育委員会委員長	<p>実績や今やっていることに疑問を投げかけているのではなく、大綱に盛り込むことになれば間違いなくやりますよと有言することになるのかなど。他にいい表現があればと思ったところです。</p>
市長	<p>「魅力ある高等学校づくりの支援」の部分も含めてですね。市が一生懸命取り組んでいるという姿勢をみせていけば、県も少しは考えるのではないかと思います。そういった狙いもあります。</p>
尾本委員	<p>先ほどの「地域の特色を活かしたへき地教育の充実」ですが、地元の子どもが本当に少ないということで、地域の特色を活かした教育を行っているわけですが、もっと積極的に市内の子どもたちを山村留学させるということは施策の中にはないのでしょうか。例えば小中学校の1年間のスケジュールの中で、希望者を募って一週間ほど体験させるなど、地域の子どもたちに学校側、あるいは教育委員会側が積極的に働きかけるといったことはないのでしょうか。現在の状況を維持していくというだけのように思えます。</p>
市長	<p>それは、受け入れてくださる現地の方々によると思うんですね。受け入れてもらえなければ、なかなか難しいことであるので。</p>
尾本委員	<p>しかし、へき地教育の充実に積極的になるのならば、そういったところも模索していかなければならないと思います。受け入れる方も年齢的に難しくなっているのと伺っていますが、このまま5年間維持するという考えならば、その先はなくなることが目に見えているので、もうちょっと積極的に、地域の教育をアピールする方法はないかなと思ったところです。</p>
市長	<p>受け入れてくださっている方々が高齢化しているので、あと5年ほどで継続は難しくなるのでは、という状況なんですね。積極的にやっていくとなると、受け入れてくださる方々に無理を強いるということになります。</p>
尾本委員	<p>この「地域の特色を活かしたへき地教育の充実」とは、今後5年間は受け入れられる範囲で受け入れて、教育を充実させましょうということなんですね。</p>
教育長	<p>基本的には、受け入れられるキャパシティに対して充足率を高めるということが一番大事だと考えています。市内の多くの子どもたちを銀鏡で学ばせるということではなく、地域の特色である自然体験活動等を通して、子どもたちの心が豊かになり、情操が育まれていく状況がありますので、少なくともむこう5年間は維持できればと思っています。</p>

市長	グリーンツーリズムを市民に無料で体験させてはどうかという質問が議会等ありますが、こういった形でしか継続させる方法はないのではないかと。受け入れる側としては負担が大きいと思うんですね。
教育委員会委員長	へき地学校の大綱ではなく、へき地教育の大綱なので、教育長がおっしゃったように地元の子どもたちがいる間は教育の充実を図るという捉え方でいますということでもいいかと思います。
市長	このままの表現を使用するということではよろしいでしょうか。 「魅力ある高等学校づくりの支援」という部分については、何かご意見ございませんか。
教育委員会委員長	設置者である県が妻高校、西都商業高校の活性化に努めます、というのであればいいと思いますが。
市長	これを盛り込んだ背景としては、地元の高校への進学という選択肢があることによって、地元の活性化に繋がったり、子どもたちのふるさとへの想いを育むことに繋がったりということがあるためです。
教育委員会委員長	文言の中に「支援」とありますよね。
教育長	「支援」のレベルだったらいいのではないのでしょうか。
教育委員会委員長	市が積極的に加勢しますという意味になるのではないのでしょうか。
市長	設置者のような表現なのが気になる、ということですよ。 高等学校の活性化への支援、としたらどうでしょうか。
教育長	あと何度か協議がありますので、今回出た意見を踏まえて決めればよいのではないかと思います。「応援」、「支援」、「研究」など他にもいろいろあると思いますので。
企画政策係長	文言については、再度検討させていただきたいと思います。 今回お示ししております主要施策の文言につきましては、総合計画の前期計画、今年度までの計画に基づいておりますが、今年度、関係課等で草案作成チーム、専門部会等をたちあげ、見直し作業を行っているところです。その中で、主要施策等について、新たな施策等が入ってきた場合には、大綱の中に盛り込んだり、また表現等が若干変更になったりする可能性もありますので、そこはご理解いただきたいと思います。
市長	骨子案としてはこれでよろしいのではないのでしょうか。 まだいろいろあるとは思いますが。

教育長	〈基本目標5〉に「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に努めます。」とありますが、「幼児期の学校教育」という表現はどうなのでしょう。これを「幼児教育」とすると、大綱に盛り込むべきかということにもなりますので。
総合政策課長	これは、子ども・子育て支援事業計画の3ページに、「質の高い幼児期の学校教育」という表現があるため、整合性を図るためこのような表現にしております。
教育長	「幼児・児童期」にするとかはどうでしょうか。 検討事項に加えていただけるとよいかと思います。
教育委員会委員長	「学校」という文言は含まないといけないのでしょうか。10年程前に、幼稚園は学校教育法1条に位置づけられる学校になったので、「学校」という文言がついていてもかまわないと思います。ただ、なくても趣旨はとおりますよね。計画との整合性が課題ですね。小学校、中学校、高等学校、幼稚園、中等教育学校、専門学校、短大、大学等、1条に該当するものはすべて学校教育となります。
市長	「幼児期の教育」としたらどうでしょうか。
総合政策課長	省いて問題ないということであれば、福祉事務所に確認した上で検討したいと思います。
尾本委員	「質の高い幼児教育・保育の総合的な提供」はどうでしょうか。
教育長	市の教育委員会の業務の範疇なのかということも論議の部分になるかと。
総合政策課長	この部分につきましては、福祉事務所と協議し、考え方について確認いたします。
市長	他に何かありませんか。 では、大綱の骨子案につきましては、以上とさせていただきます。 それでは、今後の策定スケジュールについて説明をお願いします。
総合政策課長	今後の策定スケジュールについてですが、まず、今回お示ししました骨子案に関する意見等につきましては、時間をかけて見ていただいた上で、8月17日までにお聞かせいただきたいと思っております。それを踏まえ、修正等したものを再度お送りしたいと考えております。その後、大綱の各論部分を作っていきます。この作業に関しましては、総合政策課と教育委員会が合同で作っていきます。素案の文章化につきましては、9月末をめどに考えております。その間、総合計画の見直し、未来創生、地方創生の総合戦略等との調整が出てきます。もし、見直し等が出てくれば、大綱にも反映する必要がありますので、それを11月末までにまとめる予定です。そして素案につきましては、12月に予定しております第3回目の総合教育会議にて協議・調整を行い、正案につきましては、2月の第4回目の総合教育会議にて協議をお願いしようと考えております。最終的には、3月議会で報告という形に

	なります。
教育委員会委員長	3月議会ではどのような形で報告するのですか。
総合政策課長	議案ではないため、委員会もしくは全員協議会にて報告しようと考えております。
市長	他に何かございませんか。 無いようですので、策定スケジュールについてはこれでよろしいでしょうか。 その他何かございますか。
総合政策課長	特にありません。
市長	それでは、以上で協議を終了させていただきます。